

道路使用許可申請書

年 月 日

警察署長 殿

住所

申請者

氏名

道路使用の目的

場所 又は 区間

期

間

年

月

日

から

年

月

日

まで

(

時

分

～

時

分)

方法 又は 形態

添 付 書 類

現 場
責任者

住 所

氏 名

電 話

第

号

道路使用許可証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条件

年 月 日

警 察 署 長

【不服申立て及び訴えの提起に関するお知らせ】

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、1又は2の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

